

2016年12月20日  
SBI生命保険株式会社

---

## 同性パートナーの死亡保険金受取人指定に関する取り扱いを開始

---

SBI生命保険株式会社(代表取締役社長:飯沼邦彦、本社:東京都新宿区 以下、SBI生命)は、2017年1月1日より、同性パートナー(\*1)を死亡保険金受取人に指定することを可能とする取り扱いを開始いたします。(\*2)

SBI生命では、これまで死亡保険金受取人は親族等をご指定いただくことを原則としていましたが、昨今の社会的な認識の変化等を鑑み、このたび、所定の条件を満たした場合、同性パートナーを受取人にご指定いただけるよう取り扱いを変更いたします。その際は、同居の実態、戸籍上の配偶者の有無、被保険者と受取人の関係などについて確認させていただき、所定の書類をご提出いただきます。

- (\*1) 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係の相手方を「同性パートナー」と表記しています。
- (\*2) 保険のご加入については、お客様の告知等から得られた健康状態に関する情報をもとに個別の判断を行っており、ご加入いただけない場合や特別な条件を付けてお引き受けする場合があります。

SBI生命は、革新的な金融商品・サービスを提供し続ける SBI グループの一員です。私たちは生命保険事業を通じ、人々の不安を解消することで、それぞれ一人ひとりの思い描く明るい未来に向かって「チャレンジできる人生」を支援し、豊かで快適な生活と経済の発展に寄与します。

<本件に関するお問い合わせ先>

SBI生命保険株式会社 広報担当 TEL : 03-6800-0520